

上手な暮らし塾

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会

片淵3丁目自治会

今回は、冬に多くなる火災に備えて火の用心を呼び掛ける「年末夜警」を行っている片淵3丁目自治会の大塚英次会長にお話を伺いました。

―始めたきっかけは？

およそ70年前に、年末の火災予防と防犯のための見回りとして、自治会の青年団が始めました。当時は青年団がおそろいの法被を着て活発に活動していました。その法被は、自治会活動の象徴となり、防犯防災部が行うようになった今でも、当時と同じ服装で活動しています。

―活動内容を教えてください。

毎年12月27日～29日の3日間、21時と23時で各2コースに分かれて夜警をしています。今年は延べ70人が参加し、子どもたちの参加も多かったのです。

夜警の後は、婦人部が用意したうどんなどを食べながら歓談し、コミュニケーションの場にもなっています。



―参加者を集めるための工夫は？
2カ月前の10月から呼び掛けることで、多くのかたの参加につながっています。

また、家族で参加しやすい雰囲気を作っているのが、幼い頃から自治会を身近に感じ、生活に欠かせない活動だと分かってもらい、次の世代のかたが自然に参加する環境ができています。

―今後の展望は？

世代をつなげていき、年間行事を継続していきたいです。

* * *

片淵3丁目自治会ではほかに、くんちへの参加や花見、ふれあい秋まつり、もちつき、精霊船製作なども行っています。

精霊船は竹と縄だけで製作する伝統的な手法を守っていて、その貴重さから自治会内外の若者が参加しています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

問い合わせ

自治振興課 ☎029-1134

消費者

新生活への準備時期です！賃貸住宅退去時のトラブルを防ぐには

【事例】

3年前に入居したアパートから引越すことになったAさん。入居の際には家賃4万5千円の2カ月分、9万円の敷金を預けていました。退去時に不動産業者が立ち合って確認をすると、壁のシミや落書きがあるためクロス張替えをされると言われました。



結局、敷金が戻らないばかりか、6万円を追加請求され、Aさんはびつくりしてしまいました。

* * *

新生活がはじまる春は、賃貸住宅への入退去が多くなります。退去時のトラブルを避けるため、次のことに注意しましょう。

◆入居時

入居前に自分がつけたものではない傷があれば、写真に撮っておくと（カメラの目印を確認）、証明になります。また、貸主に傷などの箇所を伝えておくこともトラブルを防ぐためには大切です。

◆退去時

入居期間中に部屋に取り付けたものは撤去し、不注意でつけた傷、汚れについては、傷などをつける

前の状態に修復するなど原状回復が必要です。

原状回復の費用負担の考え方は、国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に次のように示されています。

【借主負担となるもの】

借主の通常使用の範囲を超える破損、汚損などの修復費用（経年劣化や通常損耗は負担義務を負わない。）

【借主の負担割合】

建物や設備などの経過年数を考慮し、年数が多いほど、借主の負担割合が小さくなります。

また、最近「敷金ゼロ」という物件もありますが、入居時にかかる費用は敷金ばかりではないことや別の名目で請求があること、退去時に相当の費用負担がかかる場合もあることに注意しましょう。不動産賃貸借は、契約時に原状回復などについて当事者同士でよく確認しておくことが大切です。

困った時は消費者センターに相談してください。

問い合わせ

消費者センター ☎029-1234

特集

市民

市政

「ご意見」
プレゼント

生活情報

子育て

健康・福祉

被爆者援護

講演講座

もよおし

おしらせ

募集